

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
ひたちなか市協賛取扱基準

1 趣旨

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ひたちなか市協賛取扱要項第 6 条の規定に基づき協賛者への謝意表明について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	対応者	実施方法	謝意
企業・法人・団体	50 万円以上	会長	贈呈式	感謝状
	50 万円未満 10 万円以上	事務局長	持参	
	10 万円未満	事務局	郵送	礼状

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	呼称使用
企業・法人・団体	50 万円以上	協賛者バナー貼付, リンク先貼付, 写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	表示可能物 品に全て協 賛者名表示	可
	50 万円未満 10 万円以上				
	10 万円未満	協賛者名掲載			

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

- (1) 個人協賛は、要項第 4 条第 5 号の規定に基づき求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。ただし、ホームページ及び協賛物品への氏名の表示は行わない。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。

- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く協賛者の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用するものとする。

(例) ○○○社は、

{	いきいき茨城ゆめ国体	}
	いきいき茨城ゆめ大会	
	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会	

ひたちなか市開催

{	を応援しています。	}
	の協賛企業です。	
	○○競技会を応援しています。	
	○○競技会の協賛企業です。	